

計 画 書

仙塩広域都市計画土地区画整理事業の決定（岩沼市決定）

都市計画岩沼市西原地区被災市街地復興土地区画整理事業を次のように決定する。

名 称		岩沼市西原地区被災市街地復興土地区画整理事業
面 積		約 5.6 h a
公 共 施 設 の 配 置	道 路	<p>1 標準幅員の設定方針</p> <p>本地区は産業ゾーンとして各種事業所の立地を計画しており、大型自動車等の通行が多く想定されることから、区画道路は幅員 8m を標準とする。歩道は、地区外西側の既存道路との整合性に配慮し、地区中央を東西に走る区画道路に幅員 2.5m の歩道を整備する。</p> <p>2 配置の方針</p> <p>区画道路は、産業系土地利用の必要敷地規模を考慮した街区構成に合わせて適宜配置する。</p>
	公園及び緑地	街区公園は地区面積の 3% 以上を確保するとともに、地権者に対する減歩率低減への配慮から、調整池機能を併用した公園として整備する。
	その他の公共施設	<p>上水道は、地区全域を対象として、道路計画に併せて適切に上水道管を布設する。</p> <p>下水道は、岩沼市公共下水道計画に基づき埋設するものとする。</p> <p>汚水については、道路計画に併せて管渠を埋設し、雨水については、道路側溝及び管渠を通じて、地区内の調整池に集水する。</p> <p>1 号調整池は、隣接する街区公園と一体的に整備し、地区南側の葉の木堀排水路へ排水するものとする。2 号調整池は、地区東部の民間開発事業に伴い設置済みの施設であり、引き続き活用を図る。</p>
	宅地の整備	本地区は、第二種災害危険区域内に指定されており、今後は産業系の土地利用を前提とした市街地整備を行い、岩沼市の地域経済発展のため、事業所の集積を図る。

「施行区域は、計画図表示のとおり」

理 由

本地区は、仙台空港の南方約 1km、仙台空港臨空矢野目工業団地の東部に位置するとともに、第二種災害危険区域に指定されており、防災集団移転事業によって居住者の集団移転を実施している地区である。

また、岩沼市震災復興計画マスタープランにおいては、「産業の復興と新産業の創出」を基本方針として、企業誘致を含めた工業団地の再建と産業の復興を図るゾーンとして位置付けられている。

今後は被災地権者の現地再建及び市が保有する移転跡地等の集約と活用を図り、産業集積地区として良好な市街地整備を行うことで更なる復興の推進を図るため、西原地区被災市街地復興土地区画整理事業を決定するものである。

都市計画として定める区域

種類 : 仙塩広域都市計画土地区画整理事業

名称 : 岩沼市西原地区被災市街地復興土地区画整理事業

区域 : 岩沼市下野郷字西原、下野郷字新平沼、下野郷字潮入一の各一部